

平成20年10月21日  
奈良県土木部

## 建設工事請負契約書第25条第5項の運用の拡充について

建設工事請負契約約款第25条第5項の規定（以下「単品スライド条項」という。）の運用については、「建設工事請負契約書第25条第5項の運用について」（平成20年6月23日付け公契第36号、技第84号）、及び「単品スライド（増額）の運用基準について」（平成20年8月6日付け公契第62号の1、技第124号の1。以下「運用通知」という。）により定めたところであるが、地域や工事の内容によっては、原材料費の高騰により、鋼材類や燃料油以外の主要な工事材料についても価格が著しく上昇し、請負代金額が不相当となるおそれがあると認められることから、当分の間、下記のとおり、単品スライド条項の運用を拡充することとしたので、取扱に遺漏のないよう措置されたい。

なお、本通知に基づき単品スライド条項を適用しようとする場合には、事前に事業所管課と協議されたい。

### 記

原油価格の高騰等の特別な要因により、鋼材類及び燃料油以外の主要工事材料の価格の著しい上昇が認められる場合には、運用通達に基づき鋼材類について単品スライド条項を適用する場合の取扱に準じて、当該工事材料について単品スライド条項を適用できるものとする。この場合においては、当該工事材料の価格上昇の要因について十分に把握するものとし、その要因が明らかなものについて、各品目ごとに算定した当該工事に係る変動額が請負代金額の100分の1に相当する金額を超えることを確認するものとする。

### 附 則

- 1 この通達は、平成20年10月21日から施行し、適用する。
- 2 工期の末日がこの通達の施行日以降で平成21年1月31日以前である工事についての単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の請求は、当該請求の際に残工期が2月未満であっても、工期満了前であって、かつ、平成20年1月28日までの場合は、これを行うことができるものとする。